

## 令和2年4月～ 志摩市子育て世代包括支援センター を設置！

### 妊娠期から子育て期までの総合窓口です

妊娠・出産・子育て中のみなさん、  
こんな悩みはありませんか？

初めての妊娠…  
どんなことに気を付けて、  
過ごしたらいいの？

うちの子、  
こんなところが  
心配・・・

出産に向けて、  
何を準備  
したらいい？

産後、支援して  
くれる人が  
身近にいない…

イライラする。  
孤独を  
感じてしまう。

保健師・看護師が、  
妊娠・出産・育児の  
さまざまな疑問・悩みを聞いて、  
妊婦さんや子育て中の  
お母さん、お父さん、ご家族の  
人が安心して過ごせるよう  
サポートします。  
お気軽にご相談ください。



相談・問い合わせ窓口〈設置場所〉

〒517-0501

三重県志摩市阿児町鵜方3098-1サンライフあご3階  
志摩市役所健康推進課（保健センター内）

電話番号：0599-44-1100

受付時間：9:00～17:00月～金曜日（祝日、年末年始を除く）

## 志摩市母子保健サービス

### 母子健康手帳交付

- 妊娠したら、病院で発行してもらった妊娠届出書・アンケートの提出で母子健康手帳や妊婦健診受診券等を交付。
- 妊娠届出書・アンケートの他に、マイナンバー通知カード、来所される方の身分証明書(運転免許証、健康保険証等)をお持ちください。

### 妊婦歯科健診

- 妊娠中に1回、志摩市受託歯科医院にて歯の健康診査を実施。
- 妊娠中の方に、1回分の助成券を交付。

### 産婦健診

- 令和2年4月1日以降に出産された方を対象に、産婦健康診査費用の全額または一部を助成。
- 対象の方に受診票を交付しますので、健康推進課までご連絡ください。

### 赤ちゃん訪問

- 産後4カ月までにお母さんとお子さんを対象に、保健師や看護師、赤ちゃん訪問員がご自宅に訪問。
- お母さんの健康の確認やお子さんの発育の確認。

### 離乳食教室

- 3～5カ月のお子さんのお母さん、お父さん、ご家族の方を対象に離乳食教室を開催。
- 離乳食の進め方や作り方など、管理栄養士による講話や情報交換をしながら学びましょう。

### 幼児健診

- 1歳6カ月児、3歳児(3歳6カ月児)の健診を実施。
- 小児科医や歯科医等の診察。

### 随時相談(妊婦・乳幼児)

- 来所相談、電話相談、訪問による相談等を実施。秘密は守ります。安心して相談してください。
- お子さんの健康や発達、栄養などなんでも気軽に相談してください。ご家族からの相談もお受け取りします。

### 産前・産後サポート事業

- 妊娠、出産、育児に不安を抱える人や、身近な相談者がいない人等に、母子保健推進委員等が不安や悩みに耳を傾け、安心して妊娠・出産・育児ができるようにサポートします。

### 産後ケア

- 出産後、家族などに支援をしてくれる人がいない方で、育児不安が強く、育児などの支援が必要なお母さんと赤ちゃんに、産科医療機関や助産所などで宿泊や通所、訪問などを通じてお母さんの心身のケアや育児指導を行う。
- 自己負担金があります(サービス内容や課税状況などにより異なる)

### 乳幼児健康相談

- 就学前のお子さんの身体計測、育児・発達・栄養・離乳食・歯科等の相談。
- 日程の詳細は乳幼児健康相談日程表をご覧ください。

### 7か月児健康相談

- 7カ月のお子さんを対象に、身体計測、発育・発達の確認。
- ブックスタートコーナーでの絵本プレゼント。

### 歯科教室

- 2歳児を対象に、むし歯予防教室。2歳6カ月児を対象に、お口の健康教室。
- 歯科検診、フッ素塗布(希望者)があります。

## 子ども配食事業を実施できず・市長、教育長が給与減額

◆令和2年5月15日に開催された第3回 臨時会において、新型コロナウイルス感染症対策としての **一般会計補正予算（第3号）** が提案され、委員会において審査を行いました。その中には、**子ども配食事業費約348万円**も計上されていたのです。

5月18日から6月30日まで、学校の休校期間中に、限られた小中学校の**児童生徒宅へ弁当を配食**するという事業でしたが、5月14日に「緊急事態宣言」が解除されたことで、市内の小中学校では18日から分散登校となり、25日からは全学年が一斉登校し、午前中の授業で給食を食べて下校することが**14日に急遽決定**したわけです。

予算委員会の中で、急展開で21日（木）22日（金）の2日間では、食事の支援や生活状況の確認という効果も見えず、経済負担の軽減にもならないという意見が高まり、今回の**配食実施を見送り**、事業費は今後に備えて保留するとしたため、この予算案は委員会で可決され、本会議においても成立していたのであります。

その後、6月定例会で、この事業について教育委員会は、議会の議決が行われていない**5月15日以前から**、配食の案内を保護者の皆様に通知していたことも判明して厳しく追及されたのであります。

◆また、6月定例会において可決した **一般会計補正予算（第4号）** の中には、**三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金市町負担金**が予算化されていたのです。

県の要請・依頼を受け緊急事態措置期間中（4月20日～5月6日まで）に、休業等に協力した県内事業者へ、県と市町が折半して**1事業者に50万円**を支払うという事業で、**志摩市も1億2千万円**を負担することを、6月16日の委員会審査では、賛成多数で可決していたのであります。申請期間（4月27日～5月22日）も過ぎ6月16日時点で、市内の休業した協力事業者には、**県から（約480件×50万円）2億4千万円の支給**が認定されていたところです。

◆しかしながら、議会として **補正予算（第3号）** では、議会の議決を無視した議案審査があったこと。また **補正予算（第4号）** では、市の負担金について、適切な説明がなかった予算編成であったことも、議員から厳しく指摘を受けたのです。

これらの2回にわたる審査内容が、**重大な議会軽視に当たると判断され**、市長、教育長の責任は非常に重いという、議員からの意見も大きくなり、最終日6月23日に市長から、**議案第50号として**「市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正」が提案されたのであります。

この議案は市長、教育長の7月分（1か月間）の給与を、**それぞれ10%削減**するための条例の一部改正であり、最終日23日に本会議で審議の結果、**賛成11人反対8人で可決し**、減額が決定したのであります。